

医療費減免制度について(ご案内)



当院では、医療費の支払いが困難な場合に、社会福祉法に基づいて患者さんの負担を軽減する制度を実施しております。

以下の条件に該当する方は、この制度の対象となる可能性があります。

経済的事由で支払いにお困りでしたら、お気軽に下記相談室にお声掛け下さい。相談は無料で秘密は守られます。

記

1. 無保険の方（国民健康保険資格者証の方を含む）
2. 短期国民健康保険証をお持ちの方
3. 市町村民税非課税世帯の方
4. その他生活に困窮している方



この制度の適用は申請時からとなりますので、お早めにご相談ください。

※ 医療費とは保険診療の自己負担分をいい、食事代および個室料、文書料等の保険給付対象外の費用は含みません。

《問い合わせ先》 医療福祉部 医療相談室
(代表) 025-233-6161

